

常勤役員候補推薦委員会設置規程

(目的)

第1条 一般財団法人日中経済協会（以下「本法人」という。）においては、常勤役員を選定に関してより一層の透明性確保を図るため、常勤役員候補推薦委員会（以下「本委員会」という。）を設置することとする。

(任務)

第2条 本委員会は、本法人の健全かつ円滑な事業遂行及び運営管理等に適した常勤役員候補者を選定し理事会に推薦する。

(対象)

第3条 本委員会において推薦する候補者は、定款第25条第2項にて規定する理事長及び専務理事とする。

(構成)

第4条 本委員会は、本法人の評議員、理事、監事の代表それぞれ1名並びに外部有識者2名の計5名の選定委員をもって構成し、互選により委員長1名をおく。

2 外部有識者は次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 本法人の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

(選任)

第5条 選定委員は、理事会で選任のうえ、評議員会に報告し承認を得た後に、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 選定委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の時までとし、再任を妨げない。

2 第4条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお選定委員としての権利と義務を有する。

(会議)

第7条 本委員会は、理事長或いは専務理事について、後任者の選定を行なう必要が生じたときに開催し、委員長が議長を務める。

(召集)

第8条 会議の招集は、会長が行う。

(議決)

第9条 本委員会の決議は、選定委員本人の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。但し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第10条 本委員会の議事は、書面又は電磁的記録をもって作成する。

2 選定委員会の議事録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1)開催の日時及び場所
- (2)出席した選定委員の氏名
- (3)議長の氏名
- (4)議事の内容及び結果

(報告)

第11条 議長は、本委員会の決議と議事録を付して遅滞なく会長に報告する。

2 会議に欠席した選定委員に対して議事録を送付し報告する。

(報酬等)

第12条 選定委員は無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要した費用の支払いを行うことができる。

(補則)

本規程の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

本規程は、理事会での議決の後、評議員会の承認を経て、平成23年7月1日から施行する。